

沖縄県とライオン株式会社におけるこどもの多様な体験に関する連携協定書

沖縄県(以下「甲」という。)とライオン株式会社(以下「乙」という。)は、沖縄県内におけるこどもの多様な体験に関する連携事項の実施について、以下のとおり協定（以下「本協定」という。 ）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙の健康づくり及び環境保全に関する知見やリソースを活用し、甲及び乙の緊密な相互連携と協働による活動の推進により、こどもの多様な体験機会が創出され、学びや環境に配慮する行動が生活習慣として根付き、こどもの生きる力の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、以下について連携する。

- (1)健康づくり体験に関すること
- (2)環境関連（環境問題を学ぶ）体験に関すること
- (3)キャリア（職場）体験に関すること
- (4)その他、甲乙が協議し、前条の目的を達成するために必要と認める活動に関すること

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、前項各号の実施時期、実施方法など具体的な事項については、甲乙が協議の上、別途定める。

（広報活動）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために実施する甲及び乙の組織内外の活動において、各種媒体を通じた広報活動を行う場合は、事前に相手方にその内容を書面で通知し、書面による同意を得るものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、2026年3月31日から2027年3月31日までとする。なお、期限が到来する一月前までに甲又は乙から相手方に期間の更新の申し出があった場合、甲及び乙の協議による事前の承諾をもって期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の秘密情報を第三者（公益財団法人ライオン歯科衛生研究所及びライオン歯科材株式会社を除く）に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了したときは、甲乙それぞれの内部規定に基づき保有する相手方の秘密情報を返却、廃棄又は抹消するものとする。

（変更及び解除）

第6条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができる。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名の上、各自1通を保有する。

令和8年3月31日

(甲) 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

金城康裕

(乙) 東京都台東区蔵前1丁目3番28号

ライオン株式会社

執行役員

竹生服彦